



森の子レンジャーが完成させたピオトープ

「自然は友だち」

ふるさとへの森を未来へつなぐ 森の子レンジャー

森の子レンジャーの活動は、自然を愛し、自然から学び、自然の問題に取り組む森林レンジャーの姿を通して、子ども達が「自然愛」「郷土愛」を持った未来の森の担い手に育ってほしいという願いから始まりました。4年目の第4期となる今年度は、「自然を深く学び、自然のために行動したい!」という目的で20人の子どもが集まり、森林レンジャーと共に森を舞台に活動しています。自然と向き合い、あきる野の森の現状を知り、自分達に何ができるのかということを考え、行動している森の子レンジャーの活動の様子を紹介します。

自然と向き合う

自分で自然と向き合った先にあったもの、それは「共感から始まる自然愛」です。子ども達にとって、自然とは近いようで遠い存在です。森を歩くと「木の上のサギ、誰かを待っているのかな?」「又夕場(※)を使ったイノシシ、木をタオル代わりにしてふいている痕がある。イノシシもよくそんなこと考えたなあ:」「アブラチャンなんてかわいらしい名前のももあるんだ」という気持ちが生まれてきます。こうした自然に対しての共感が「環境問題を自分のこととして考えられる力」を育てます。

※イノシシやシカなどの動物が、体表に付いているダニなどの寄生虫や汚れを落とすために泥を浴びる場所のこと。

子ども達の変化

森の子レンジャーの子ども達には、活動の最後に活動報告書を書いてもらっています。そこに書かれているのは、「人間は自然をこわしてしまってもいいけど、育てることもできることがわかった」「森ではピオトープを作るにも自然のものを使ってきてしまうなんてすごい」

「森は命のつながりで成り立っている」など体験から学んでいる様子が分かります。自分で体験することで発見したことが「自然は友だち」だという思いを育んでいきます。また、この地に生息してきた野生動物と暮らしてきた人間が関わり合いのように見えて、実は森を通じてつながっているという感覚を持つことが、あきる野の森を未来へつなげるために必要不可欠なことなのです。

大人にもできることがある

環境教育の一環として、森林レンジャーが行う市内小学校体験学習は、来年度で4年目となり、あきる野の子ども達が自然を好きになるきっかけとなっています。子どもが自然と触れ合う機会が確実に増える中、豊かな自然や地域の歴史・文化を次世代へ残していくために、大人にもできることがあります。

お子さんやお孫さんを誘って森を歩いてみませんか。自然に対する正しい知識を教えることが重要なだけではなく、共に自然の中に入り発見し、昔の生活や遊びを伝えたり、地域の活動に参加することが、環境教育に大切なことです。

サポートレンジャー募集中

地域の方と森林レンジャーと共に活動するサポートレンジャーを随時募集しています。興味のある方は、ぜひ、協働の森づくりに参加してください。中学生以上であれば、どなたでも参加できます。

来年度の森の子レンジャーの募集は、4月以降の新4年生・5年生を対象に、学校を通じて行う予定です。

▽問合せ 環境政策課環境の森推進係 (☎595・1120)



アニマルサンクチュアリ活動 (野生動物と人が持続的に共存していくことを目指した取組)



どんぐりに学ぶ

どんぐりの豊凶調査を通じて、「秋から冬にかけて、多くの野生動物にとって重要な食糧だということ」「どんぐりが不作の年はクマなど大型哺乳類が人里へ出てくる可能性があること」「ゴミは朝出す、果実などは収穫すること」など、人間にもできることがあるということを知りました。調査の後、クマなどに対する人への注意喚起のポスターを作成し、小宮地区6自治会に掲示しました。果実収穫の手伝いも行い、誰もができる「野生動物と人間の命を守る行動」を体験できました。



ピオトープを作る

生息場所が減少したことで影響が出ている両生類などのために、水場環境などを整備しています。以前整備した場所にセンサーカメラを仕掛けると、鳥、キツネ、カエル、ヘビそしてフクロウなど多くの野生動物が訪れていました。「自分たちが作った場所を野生動物は利用してくれる!」「自然と人のために作りたい」、この感動や思いがあるからこそ寒くても汚れても、誰一人として、手を止めることなく第4期のピオトープ(=命が生まれつなげていく場所)を完成させることができました。



世帯と人口

—平成27年2月1日現在—
世帯 34,240世帯
人口 81,631人(前月比 66人減)
男 40,736人
女 40,895人

3月の市民相談(予約制)

- 市役所
- 相続・遺言など暮らしの手続相談…6日(金)
- 法律相談…10日(火)・24日(火)
- 交通事故相談…11日(水)
- 登記相談…20日(金)
- 税務相談…23日(月)
- 行政相談…25日(水)
- 五日市出張所
- 法律相談…5日(木)
- 人権の上相談…27日(金)
- 時間 午後1時30分～4時30分
- 予約 法律相談は、相談日の7日前の午前8時30分から電話で受け付けます。その他の相談は、随時受け付けます。
- 予約・問合せ 市民課市民相談窓口係(直通558-1216)